

－ 2020年度－

第3次水戸市地域福祉活動計画

【福祉のまちづくり推進計画】

みんなのしあわせ地域いきいきプラン

～ふれあいと優しさあふれる地域共生のまち・みと～

ダイジェスト版

発行



社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会

第3次水戸市地域福祉活動計画〔福祉のまちづくり推進計画〕の概要

1 計画策定の背景(趣旨)

近年、我が国は、超高齢者社会を迎え、さらなる高齢化の進行とともに、少子化による急激な人口減少社会への移行が懸念されています。加えて、高度な情報化社会などを背景とした価値観及びライフスタイルの多様化や複雑化する社会構造の中で、経済的困窮、ひきこもり、孤独死、虐待、自殺、DV被害、ホームレス、ゴミ屋敷、ニート、8050問題、社会的排除、さらにはコミュニティ機能の低下など、既存の制度(社会保障・社会福祉)では解決に至らない諸問題が顕在化しています。水戸市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)では、第2次水戸市地域福祉活動計画〔福祉のまちづくり推進計画〕(以下「第2次計画」という。)においても、このような諸問題に対応するため、市民や地域社会の意識の変化を踏まえて、地域全体を包括的に眺め見て地域住民をはじめ関係団体や組織、行政などと必要な調整を行いながら事業の推進に努めてきました。

引き続き、福祉のまち「水戸」の実現を目指し、今後一層水戸市(以下「市」という。)の地域福祉を推進するためには、市社協のこれまでの事業展開を振り返りながら、目指すべき地域の姿や事業・活動等の展望を具体的に描くとともに、市社協をはじめ住民や各種組織・団体などあらゆる関係者が主体的に実践していく必要があります。このような背景から、現在の新たな環境変化に対応した地域生活支援体制の構築及び充実を目指すため、福祉分野個別計画の横断的な計画として位置付けられた市策定の「水戸市地域福祉計画」と整合を図りながら、地域住民、事業者、関係団体、ボランティア、行政機関等が共通の目標を持ち、協働により地域福祉の推進に取り組むための指針として、第3次水戸市地域福祉活動計画〔福祉のまちづくり推進計画〕(以下「第3次計画」という。)を策定します。

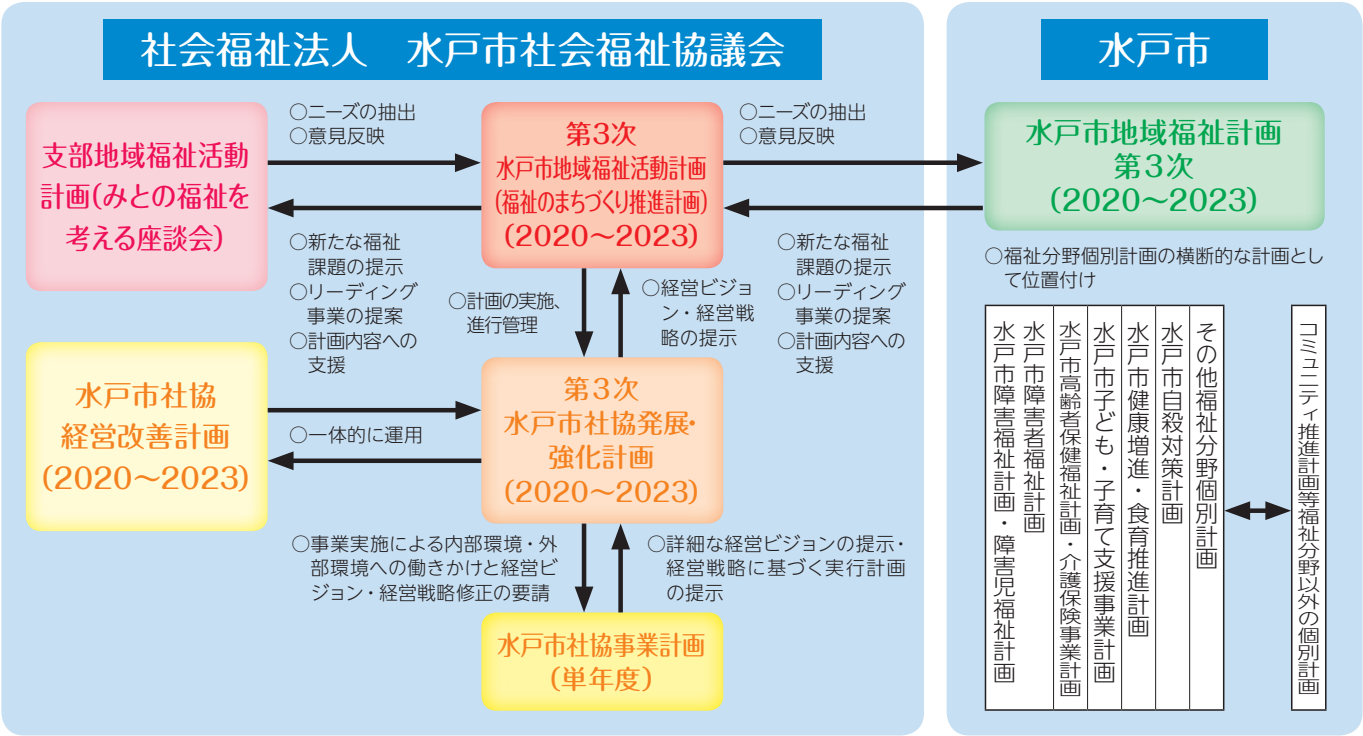
2 計画策定の目的と意義

わたしたちの暮らす地域や暮らしの中にある「福祉問題」や「生活課題」を解決していくためには、公的な福祉サービスを利用するだけでは解決が難しいことがたくさんあります。そこで、住民が主体となり、どのような形で、どのような関わり方で解決していくか、また、市社協や行政が課題等に対してどのように支援、応援するかなど、地域の生活ニーズを共有し、課題解決に向けて話し合い、日頃から見守り、支えあい、助けあう「地域福祉活動の推進」が大変重要になってきます。地域福祉活動計画は、「地域福祉活動の推進」に向

けて、地域住民をはじめ、各種組織・団体などの共通の目標を定めるとともに、地域福祉推進の方策、具体的な実践内容をまとめた民間の活動・行動計画です。

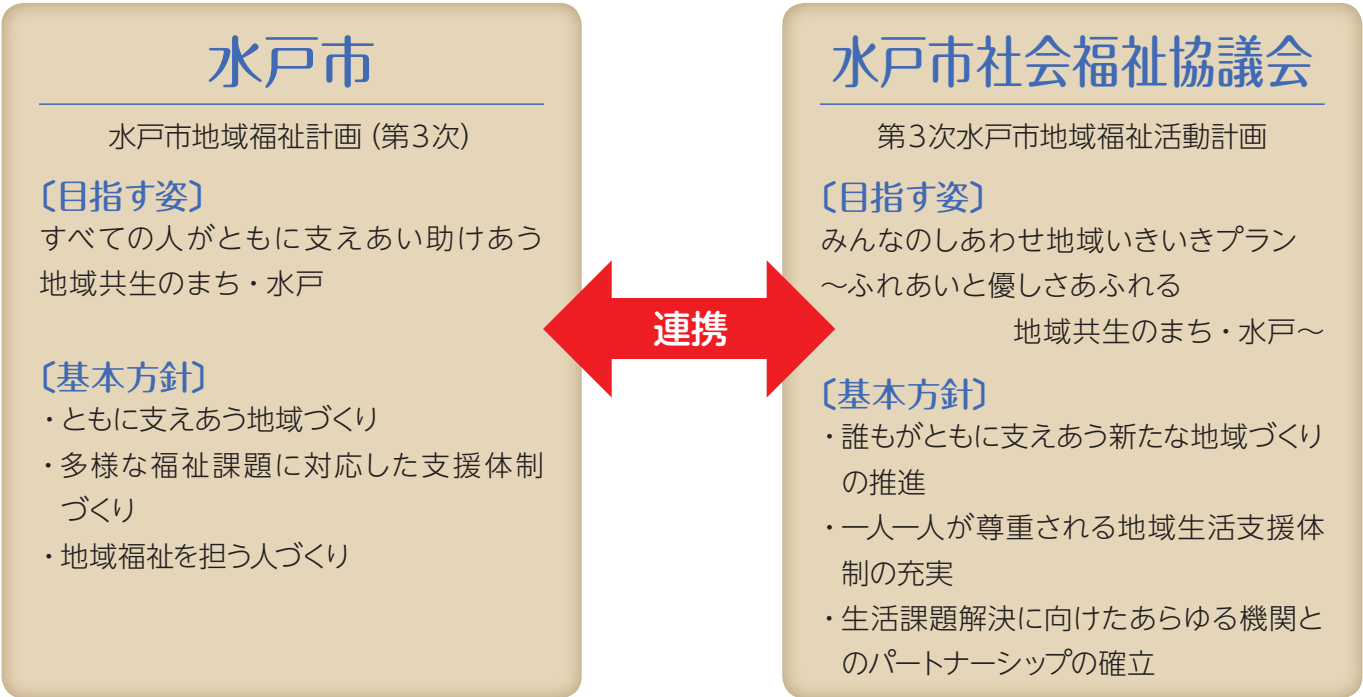
3 計画の位置付け(他計画との関係)

行政が策定する「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、ともに地域福祉の推進を目指すものであり、また、住民の参加を得て策定するものであることから、市社協の計画でも、内容を一部共有したり、策定過程を共有したりするなど相互に連携を図ることが必要です。したがって、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の策定・実施・評価にあたっては、地域の生活課題や社会資源の状況、地域福祉推進の理念などについて共有化を図ったり、また、地域住民の参加による福祉活動やその支援策を共通に位置付けるなど、相互に連携することが重要となっています。



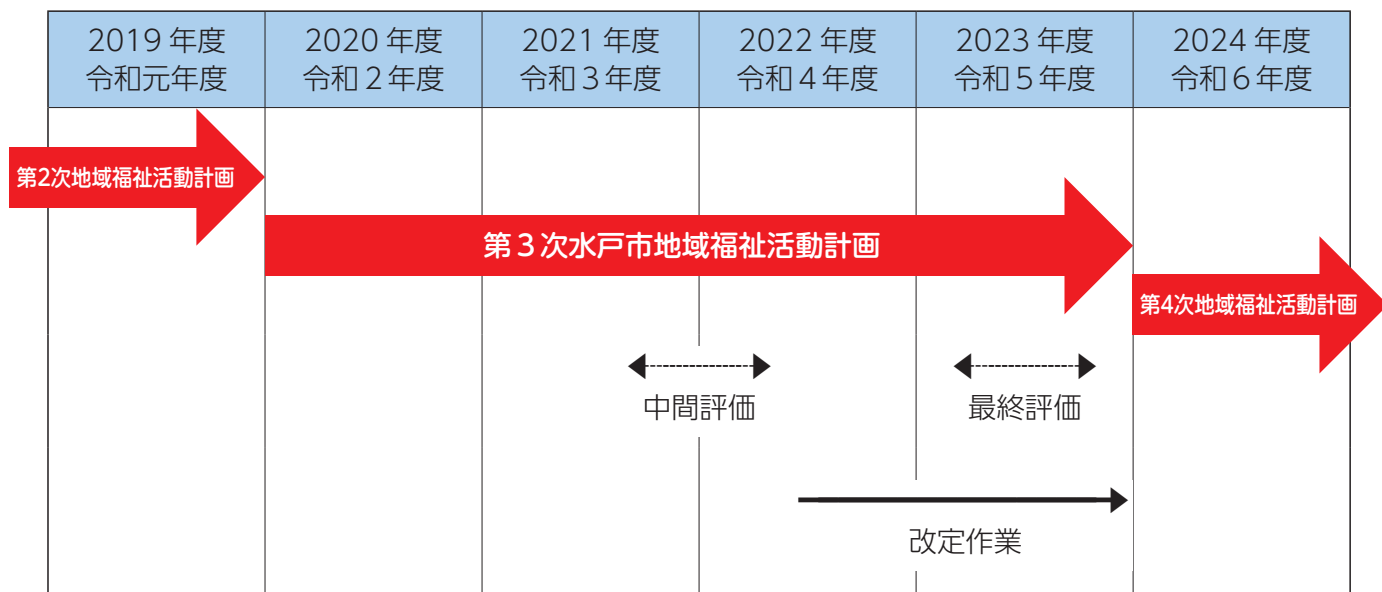
参照 『概説 社会福祉協議会』

【水戸市地域福祉計画との比較図】



4 計画期間

第3次計画の期間は、「水戸市地域福祉計画(第3次)」と合わせ、2020(令和2)年度から2023(令和5)年度までの4年間とします。なお、社会情勢や制度改正及び計画取組の成果等を踏まえ、他の関連する計画との整合を図りながら、必要に応じて内容の見直しを行います。



5 計画策定の基礎となる主な調査及び事業

〈調査〉

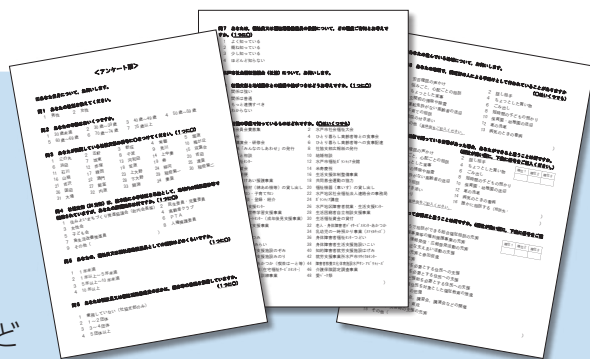
(1) 福祉員・福祉活動推進員意識調査

配布数 1,615

回収結果 1,093 (回収率 67.7%)

調査項目

- 地域に必要な支援や取組等について
- 地域において、今後不安なことについて
- 災害時の住民同士の体制づくりについて など

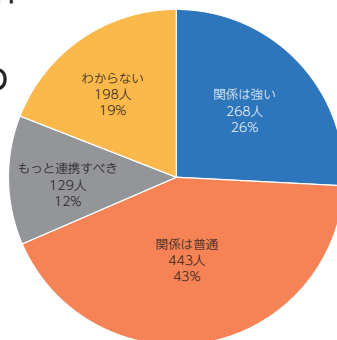


(2) 市民意識調査

(3) 社会福祉事業者アンケート調査

(1)の調査の一部抜粋

調査項目
問8 社協と地域団体の
関係について



〈事業〉

(1) みとの福祉を考える座談会及び参加者交流会

(2) 地域見守り活動協働事業モデル事業

(3) 生活支援体制整備事業

(4) 地域支えあい勉強会／支部長連絡協議会支部交流会事業



〈みとの福祉を考える座談会の様子〉



〈生活支援体制整備事業活動の様子〉

基本理念(目指す姿)

誰もが住みなれた地域で自分らしく安心して暮らしていけるようにするためには、地域住民や地域福祉に関する団体等が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、みんながしあわせを実感し、いきいきと暮らせるような地域共生社会の実現が必要です。

本計画では、福祉分野個別計画の横断的な計画として位置付けられた「水戸市地域福祉計画(第3次)」の「すべての人がともに支えあい助けあう地域共生のまち・水戸」という目指す姿を踏まえ、住民同士の支えあい、助けあいの精神のもと、誰もが安心して自分らしく暮らせる、ふれあいと優しさにあふれた地域共生社会の実現を目指すこととします。

<基本理念(目指す姿)>

みんなのしあわせ地域いきいきプラン ～ふれあいと優しさあふれる地域共生のまち・水戸～

基本方針(施策の基本的方向)

本計画では、基本理念(目指す姿)の実現に向け、3つの基本方針を定め、各種施策を展開していくものとします。

1 誰もがともに支えあう新たな地域づくりの推進

近年、地域及び地域問題への関心度の低下、地域福祉に対する意識の世代間格差、地域福祉人材の高齢化など、地域づくりのあり方の見直しが迫られています。誰もが支えあう地域づくりには、住民一人一人が「我が事」として地域社会に参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることが求められています。その実現のため、自助・近助・共助・公助の精神のもと、地域住民同士が互いに支えあい、助けあうことができる新たな地域づくりを推進します。

また、地域福祉を推進していくためには、住民一人一人がその担い手であることを自覚し、福祉に対する理解を深めることが重要です。住民の地域福祉活動への参加を促進しながら、地域福祉に対する意識の向上を図るとともに、地域福祉活動の担い手の育成・支援に努めます。

2 一人一人が尊重される地域生活支援体制の充実

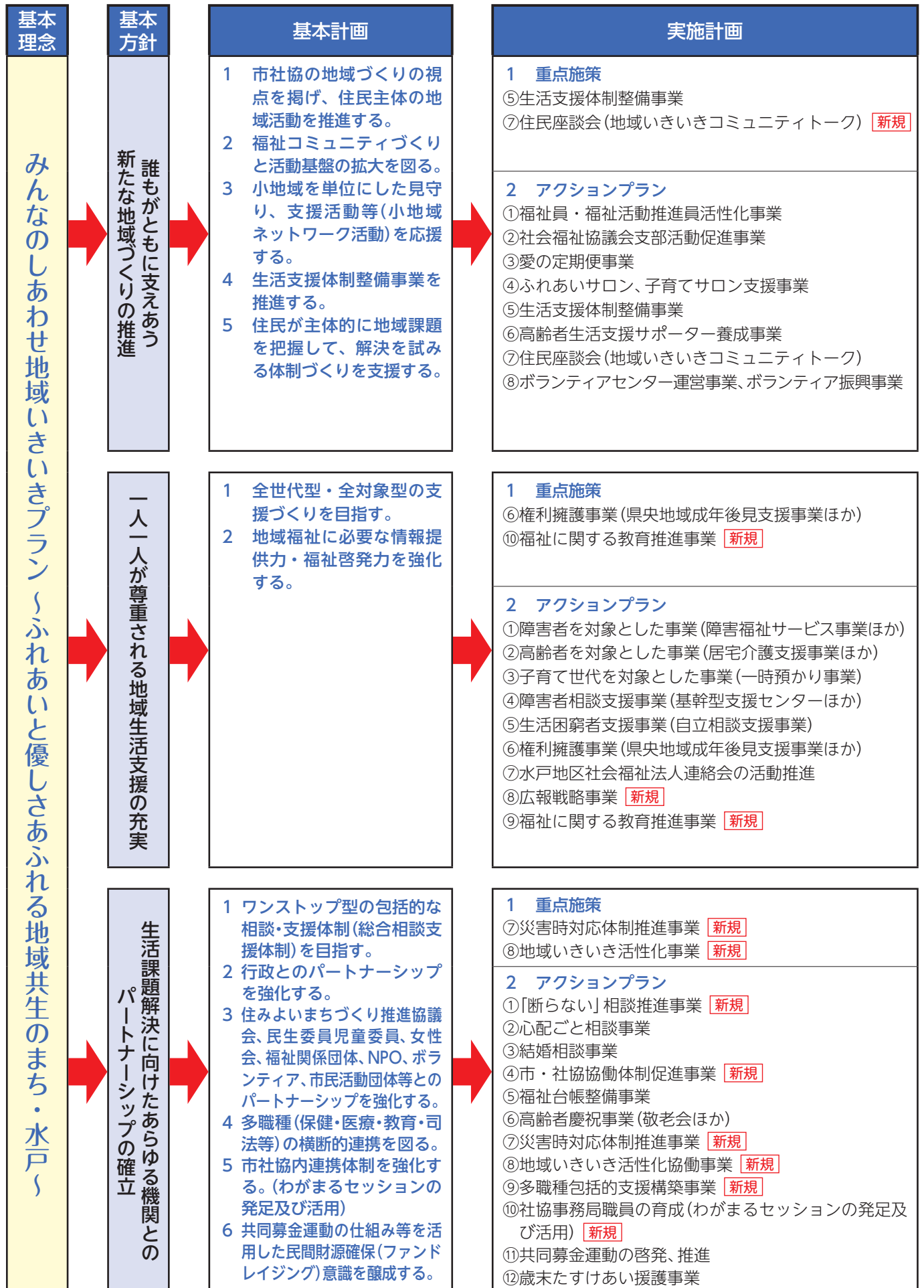
住民一人一人が住みなれた地域で安心して自分らしく暮らすためには、複合的な問題を抱える方や福祉制度の狭間で孤立する方などの人格が尊重された全世代型・全対象型の支援が、継続して行われることが必要です。そのため、様々な支援内容の周知を図り、理解を促進し、活用してもらえるよう、高齢者、障害者、子育て世代などの福祉サービスを中心とした取組を強化します。

また、地域福祉の推進に必要な情報を一人一人に合った形で提供することにより、幅広い世代に情報提供を行うとともに、未来をリードする子どもたちをはじめとした、広く住民の福祉のこころを育む取組(ともに生きる力づくりの取組)を進めます。

3 生活課題解決に向けたあらゆる機関とのパートナーシップの確立

地域住民の多様な生活課題を解決するためには、あらゆる機関との連携が不可欠であるとともに、身近な場所での相談機会の確保が必要です。そのため、相談しやすい場所をつくり、相談しやすい体制を整えて、行政、関係機関、NPO、ボランティアなど、地域における様々な支援者が横断的に連携し、地域における複合化、複雑化した課題に対応できる包括的な支援体制づくりを推進します。

基本計画(施策の体系)



実施計画ピックアップ

★3つの基本方針ごとに設定している、重点施策の一部を紹介します。

基本方針1 誰もがともに支えあう新たな地域づくりの推進

基本計画5 住民が主体的に地域課題を把握して、解決を試みる体制づくりを支援する

事業⑦ 住民座談会(地域いきいきコミュニティトーク)

事業種別	水戸市社会福祉協議会／自主事業			
事業内容	平成27～29年度にかけて開催した「みとの福祉を考える座談会」においてまとめた地域福祉の課題や具体的な活動などを、支部別の地域福祉活動計画として位置付け、地域住民の一層の参加と協働を推進するために、住民座談会「地域いきいきコミュニティトーク」を行います。			
事業展開 範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
				
圏域ごとの ねらい・ 働きかけ	住民座談会全般の調整、情報共有体制の仕組みづくり	ブロック圏域テーマ設定・開催などの支援、住民ニーズの把握	支部テーマ設定・開催などの支援、住民ニーズの把握	小地域単位での開催検討、意見集約の仕組みづくり
現状と課題	平成27～29年度にかけて開催した「みとの福祉を考える座談会」では、社会福祉協議会の各支部がワークショップ形式の座談会を経験することで、組織活動の活性化を促すとともに、座談会でまとめた各支部の課題に対して実践的な活動を継続し、課題克服に努めることを目指しました。地域コミュニティ活動を活性化するためには、継続的な地域の支えあい活動の理解促進と人材の確保・育成が必要となっています。			
具体的な 推進方法	・住民が地域課題について主体的かつ気軽に話し合うことができる場を整えます。 ・みとの福祉を考える座談会のまとめをもとに、地域住民、行政職員、関係機関職員、社協職員などが参加し、出された意見を収集・集約・蓄積・共有します。 ・幅広い年代が参加できるように、開催日、開催時間、開催場所の設定を工夫します。			
計画終了時の 達成目標	・生活支援体制整備事業の第2層協議体の整備状況を考慮しながら、両者の位置付けや関係性を整えます。 ・各地域における中長期的な計画を策定し、一定の共有を図ります。 ・地域住民の交流を促進し、地域住民同士の顔が見える地域づくりを目指します。			
連携協働する 社会資源	水戸市、水戸市社会福祉協議会支部長連絡協議会、水戸市住みよいまちづくり推進協議会、水戸市民生委員児童委員連合協議会、水戸市地域女性団体連絡会、水戸市高齢者クラブ連合会、水戸市保健推進員連絡協議会、水戸市子ども会育成連合会、水戸市青少年育成推進会議、社会福祉法人、NPO法人、企業など			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
				
委員や住民 からの意見	(住民) 地域住民が気軽に相談したり、ヒントを得たりする場所が身近にあったら良いと思います。 (住民) 地域団体による情報交換会の開催、連絡協議会の設置。 (住民) コミュニティづくりが大切。まずは地域連帯の機運を作り出すことが始まり。 (住民) 町内会長ともしっかり連携し、福祉講演会や研修会等を実施していただきたい。 (住民) 「誰かに何かをしてもらいたい」ではなく、自分に何ができるか、手伝えることがないか考えています。 (住民) 私たちの町内会は、協力、助け合いの言葉は理解しても、行動に移すことができません。			

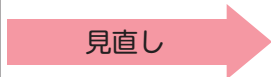
実施計画ピックアップ

★3つの基本方針ごとに設定している、重点施策の一部を紹介します。

基本方針2 一人一人が尊重される地域生活支援の充実

基本計画1 全世代型・全対象型の支援づくりを目指す

事業⑥-1 権利擁護事業(権利擁護サポートセンター／県央地域成年後見支援事業)

事業種別	水戸市社会福祉協議会／市補助事業(主管課：高齢福祉課・障害福祉課)			
事業内容	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの理由により、判断能力に支援を要する方の権利を擁護するとともに、権利が損なわれた場合に相談に応じることにより、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように支援を行います。 定住自立圏構想における県央地域成年後見支援事業として、県央地域の市町村(水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村)が連携して成年後見制度の普及啓発、成年後見制度に関する相談支援、市民後見人の養成及び活動支援、法人後見団体の養成を行います。また、首長申立てによる被後見人等に対し、法人として成年後見人などを受任します。			
事業展開範囲(圏域)	第1層圏域 (定住自立圏域)	第2層圏域 (市全域)	第3層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第4層圏域 (小学校区)
				
圏域ごとのねらい・働きかけ	水戸市とともに他市町村との事業企画調整、実施、法人として成年後見人等の受任など	水戸市とともに事業企画調整、実施、法人として成年後見人等の受任など		
現状と課題	県央地域の市町村(水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村)と連携し、各市町村社協の協力を得て、事業を実施しています。各市町村の成年後見制度に関する意識、理解、体制などに違いがあるため、平準化することが課題となっています。法人後見の受任については、被後見人などを定期的に訪問し、関係機関と連携を図りながら一人一人の生活状況に応じた支援を行うことができています。今後ますます成年後見制度の利用が必要な方が増加することが予想されるため、長期的な実施に向けて安定した人材の確保や住民に向けたさらなる啓発が必要です。			
具体的な推進方法	- 茨城県地域定住自立圏共生ビジョン(令和3年度まで)に基づく施策を実施します。(成年後見制度の普及啓発、成年後見制度の利用支援、市民後見人の養成及び活動支援、成年後見制度法人後見支援、法人後見の受任) - 受任審査会を開催し、適正な法人後見の受任を行います。 - 運営審査委員会を開催し、事業全体のチェックを行います。			
計画終了時の達成目標	茨城県地域定住自立圏共生ビジョン(令和3年度まで)に基づく目標値を達成するとともに、その後の継続事業においても成年後見制度の普及啓発を行い、地域で安心してその人らしく暮らせる体制を整えます。			
連携協働する社会資源	茨城県、水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、茨城県弁護士会、法テラス茨城、リーガルサポート、茨城県社会福祉士会、家庭裁判所、地域支援センター、高齢者支援センター、茨城県社会福祉協議会、笠間市社会福祉協議会、ひたちなか市社会福祉協議会、那珂市社会福祉協議会、小美玉市社会福祉協議会、茨城町社会福祉協議会、大洗町社会福祉協議会、城里町社会福祉協議会、東海村社会福祉協議会、民生委員児童委員など			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
				
委員や住民からの意見	(住民)1人世帯高齢者後見人制度の充実			

実施計画ピックアップ

★3つの基本方針ごとに設定している、重点施策の一部を紹介します。

基本方針3 生活課題解決に向けたあらゆる機関とのパートナーシップの確立

基本計画2 行政とのパートナーシップを強化する

事業⑦ 災害時対応体制推進事業(災害ボランティアセンター事業)

事業種別	水戸市社会福祉協議会／自主事業			
事業内容	水戸市、関連機関等と災害時の連携・対応について、継続的な確認協議を行うとともに、災害ボランティアセンター関連研修会に参加します。			
事業展開 範囲(圏域)	第1層圏域 (市全域)	第2層圏域 (中学校区・日常生活圏域)	第3層圏域 (小学校区)	第4層圏域 (町内会、班、個人)
圏域ごとの ねらい・ 働きかけ	市との連携体制の協 議・提示			
現状と課題	災害支援体制の整備として、平成29年度に「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を作成し、平成30年度に運営訓練を行い体制を整えてきました。令和元年10月、台風19号による被災者支援のために、災害ボランティアセンターを立ち上げ、実際の運営を行いました。センター閉所後は、実際のセンター運営での反省点を踏まえ、令和2年1月地域住民参加の訓練・研修を行いました。実際のセンター運営においては、立ち上げに対する判断、立ち上げの準備、立ち上げ直後の被災者ニーズ把握及びボランティアの受入れなど初動体制に関する課題がありました。いつ起こるかわからない災害に対して、行政と一体となって対応できる体制が必要となっています。			
具体的な 推進方法	・ 随時、災害ボランティアセンター運営訓練を行います。 ・ 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの定期的な見直し及びマニュアルの職員理解の徹底を行います。 ・ 水戸市と災害発生時における役割等を明確にするため、協定の締結などを検討します。			
計画終了時の 達成目標	・ 行政等との連携協力体制を強化します。 ・ 発災から、災害ボランティアセンターの立ち上げ、運営、閉所、閉所後の相談対応まで円滑に流れるような体制を整えます。			
連携協働する 社会資源	水戸市、茨城県、茨城県社会福祉協議会、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議など			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	見直し	実施

－2020年度－

第3次水戸市地域福祉活動計画【福祉のまちづくり推進計画】

ダイジェスト版

〔発行〕



社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会

茨城県水戸市赤塚1-1 水戸市福祉ボランティア会館内

Tel.029-309-5001(代)

2020年12月発行

◎全体版は、ホームページからご覧いただけます。 <http://www.mito-syakyo.or.jp/>